

前橋工科大学大学院教職課程履修規程

平成26年3月31日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋工科大学大学院学則（平成25年規程第3号。以下「大学院学則」という。）第33条の2第2項の規定により教職課程の履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員免許状授与の資格要件)

第2条 教員の免許状授与の資格を得ようとする者は、別表第1に定める基礎資格を有し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めに従い、前橋工科大学大学院履修規程（平成25年規程第91号。以下「大学院履修規程」という。）別表に定める専攻開設科目（以下「専攻開設科目」という。）のうち、所定の授業科目の単位を修得しなければならない。

(教職課程の履修)

第3条 前条に定める修得しなければならない授業科目、単位数等は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

2 教職課程を履修しようとする者は、教職課程登録を行わなければならない。

(その他)

第4条 教職課程に開講する科目の履修等に関しこの規程に定めのない事項は、大学院履修規程の例による。

2 この規程及び大学院履修規程に定めるもののほか、教職課程の履修に関し必要な事項は、前橋工科大学教職センター運営会議及び工学研究科会議の意見を聴いて、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月17日規程第4号）

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第7号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月15日規程第3号）

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学するものについては、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後に再入学をする者については、この規程の規定にかかわらず、当該者が再入学をする年次に属する学生の例による。

附 則（平成31年1月11日規程第6号）

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前橋工科大学に在学する学生で、施行日以後も引き続き在学する者については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後に再入学をする者については、この規程の規定にかかわらず、当該者が再入学をする年次に属する学生の例による。

附 則（令和5年1月25日規程第3号）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程による改正前の別表の規定により単位の認定を受けた授業科目については、改正後の同表の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

別表第1（第2条、第3条関係）

免許状の種類	基礎資格	教科及び教職に関する 科目の最低必要単位数
高等学校教諭専修 免許状（理科）	(1) 修士の学位を有すること。 (2) 高等学校教諭一種免許状 （理科）を有すること。	24

備考

1 教科及び教職に関する科目は、教科及び教科の指導法に関する科目をもって充足することとする。

2 教科及び教科の指導法に関する科目は、専攻開設科目のうち、別表第2の授業科目とする。

別表第 2 (第 3 条関係)

科目区分	授業科目	単位数	
		(必修)	(選択)
専攻開設科目	分子生物学特論 I		2
	分子生物学特論 II		2
	糖鎖工学特論 I		2
	糖鎖工学特論 II		2
	微生物学特論 I		2
	微生物学特論 II		2
	植物生理学特論 I		2
	植物生理学特論 II		2
	生体分析化学特論 I		2
	生体分析化学特論 II		2
	生物有機化学特論		2
	ゲノム生物学特論		2
	植物代謝工学特論 I		2
	植物代謝工学特論 II		2
	応用微生物学特論 I		2
	応用微生物学特論 II		2
	食品工学特論 I		2
	食品工学特論 II		2
	食品生理機能学特論 I		2
	食品生理機能学特論 II		2
生物学特論 I	2		
生物学特論 II	2		